

Deloitte.

# ニュースレター 税金と税関

2023年10月発売



## 今月号のハイライト:

### 税務行政

- 過払い税額の相殺

### 法人所得税

- 裾野産業製品を生産するプロジェクトに対するCITインセンティブ
- 合併および拡張投資プロジェクトに対するCITインセンティブ
- 処理活動に対するCITインセンティブ
- 従業員に代わってPIT申告と計算を行うサービス料

### 個人所得税

- 賞品の獲得による従業員の収入に関するPIT申告書
- 個人所得税還付申請書の提出先に関するガイダンスと、個人所得税還付申請の処理の迅速化に関する税務総局の指示
- ヘルスケア、エンターテインメント、美容、プロモーションプログラムからの収入に関するPIT申告書
- 被扶養者登録のご案内
- 扶養控除の登録
- 非居住者に適用されるPITポリシー

### 外国契約者の源泉徴収税

- 仲介および顧客検索サービスのためのFCWT
- FCWT申告書の提出及び新規契約の税務情報に関する補足登録
- 映画コンテンツ配信権及び映画キャラクター使用権の画像譲渡による収入に対するFCWT

### 間接税

- 付加価値税の対象とならない商品およびサービスの生産および事業に使用される物品およびサービスの仮払消費税
- 科学技術活動に対する付加価値税(VAT)
- 支払割引の請求書
- 清算された機械設備を輸出する際のVAT申告
- 調整済み電子請求書と交換用電子請求書のVAT申告
- 売り手は、買い手が商品を返品したときに調整または交換請求書を発行します

### 貿易と税関

- マレーシア、チリ、ブルネイは環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の関税率の恩恵を受ける
- 包括的及び先進的な環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の関税率のマレーシア、チリ及びブルネイからの輸入品への適用に関するガイダンス
- 原産地申告書の部品表に関するガイダンス
- 日本からの電子C/OフォームAJおよびフォームJVの発行
- 輸入ビニール袋の環境保護税に関するガイダンス
- 輸入関税を支払ったその場での輸入申告に対する輸入関税還付のご案内
- その場での輸出取引に対するVAT還付
- 政府が発行した2023年6月30日付政令第44/2023/ND-CP号に規定されている、一部の種類の物品に対するVATの減額について

#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale

Transfer Pricing  
Firm of the Year

Tax Firm  
of the Year



## 税務行政法人所得税 ガイドンス裁定 ガイドンス裁定

### 過払い税額の相殺

過払い税額、過払い遅延利息、および罰金の処理に関する会社の書類を受領した場合、税務部門は、規則に従って過払い額の相殺の要求を処理する責任があります。

(2023年9月29日付税務総局発行のOfficial Letter No. 4347/TCT-KK)

### 裾野産業製品を生産するプロジェクトに対するCITインセンティブ

支援産業製品を製造する投資プロジェクトが、優遇分野と優遇セクターの両方の税制優遇条件を満たしている場合、企業は最も有利な税制優遇措置を選択できます。

支援産業製品を製造する投資プロジェクトが、すでに優遇措置分野の税制優遇措置を受けている場合、企業は残りの期間、支援産業製品の製造の優遇措置部門の下で税制上の優遇措置を受けることができます。

(2023年9月6日付タイグエン省税務局発行のOfficial Letter No. 4857/CTTNG-TTHT)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*



## 法人所得税 ガイダンス裁定

### 合併および拡張投資プロジェクトに対するCITインセンティブ

#### 1. 合併したプロジェクト:

合併または統合プロジェクトを運営する企業は、税制上の優遇措置の条件を引き続き満たしている場合、残りの期間、合併されたプロジェクトのCITインセンティブを継承できます。

合併されたプロジェクトが異なるインセンティブ条件を満たしている場合、会社は残りのインセンティブ期間、それぞれの条件に対してCITインセンティブを享受できます。

#### 2. 拡張投資プロジェクト:

既存の投資プロジェクトの開発と拡大を行う企業は、以下のCITインセンティブを適用できます。

- 残存期間の既存プロジェクト(優遇税率および該当する場合は免除/減免を含む)又は

- 拡張プロジェクトから発生する追加所得に対する免税および減税(優遇税率は認められません)は、同じインセンティブ付きエリア内の新規投資プロジェクトに適用される免除および減免の時期に相当します。

(2023年9月27日付ビンズン省税務局発行の Official Letter No. 23075/CTBDU-TTHT)

### 処理活動に対するCITインセンティブ

加工活動の分野で新しい投資プロジェクトを実施する企業は、次の条件が満たされている場合、CITインセンティブを受ける権利があります。

- 加工活動には、機械、設備、労働力などに投資し、署名された加工契約に基づいてクライアントからすべての原材料(または主要材料)を受け取り、クライアントに納入される完成品を生産することが含まれます(商法で指定されている商業加工活動を除く)。
- 新規投資プロジェクトは、工業団地内(社会経済的条件が良好な地域にある工業団地を除く)に立地し、

以下のCITインセンティブが利用できる場合があります。

- 課税所得が発生した年から02年間のCIT免除。そして
- その後の04年間でCITを50%削減

(2023年9月18日付ビンズン省税務局発行の Official Letter No. 22005/CTBDU-TTHT)

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



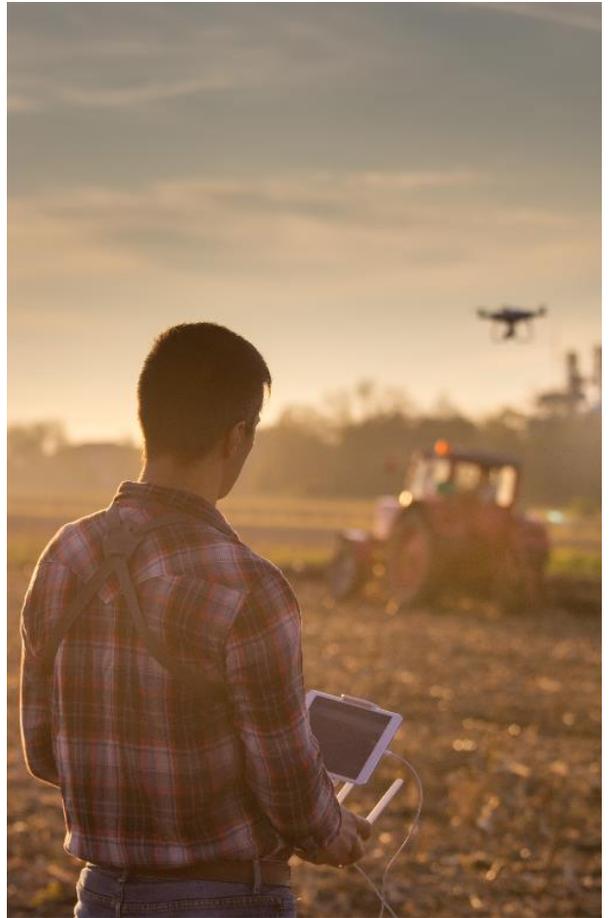
## 法人所得税 ガイダンス裁定

### 従業員に代わってPIT申告と計算を行う サービス料

従業員に代わってPITを提出および計算し、雇用所得と見なされる外国人従業員のヘルスケア会員証を購入するためのサービス料は、以下の条件が満たされている場合、CITの目的で控除できる場合があります。

- 労働契約、労働協約、財務方針のいずれかに具体的に記載されているもの。
- CIT計算の損金算入対象外の費用として記載されていません。
- 平均給与の1か月分を超えないようにし、これらの費用が従業員の福利厚生と見なされる場合は、規則に従って適切な支払いバウチャーが提供されるようにします。

(2023年7月18日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 51950/CTHN-TTHT)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*



## 間接税

### ガイダンス裁定

#### 付加価値税の対象とならない商品およびサービスの生産および事業に使用される物品およびサービスの仮払消費税

付加価値税の対象とならない農産物を生産する投資プロジェクトを持つ企業は、それらの農産物の生産と事業に使用される商品やサービスの仕入付加価値税を控除することはできません。

(2023年8月31日付税務総局発行のOfficial Letter No. 3899/TCT-CS)

#### 科学技術活動に対する付加価値税(VAT)

科学技術サービス(機械設備の検査、校正、測定)を提供する企業:

- 所轄官庁から科学技術活動登録証明書を登録し、付与されている。そして
- サービスは、科学技術法に従い、科学技術活動登録証明書に記載されている分野に沿って、科学技術サービス契約に基づいて行われます

そのような科学技術サービスから生み出された収益には、5%のVATが課せられます。

(2023年9月13日付ハイフォン税務局発行のOfficial Letter No. 4981/CTHPH-TTHT)

#### 支払割引の請求書

外国の顧客との売買契約で、早期支払いが2%の割引の対象となると規定されている場合、この割引は支払い割引と見なされます。会社がこの支払割引の請求書を発行する必要はありません。

(2023年9月29日付バクニン省税務局発行のOfficial Letter No. 4701/CTBNI-TTHT)

#### 清算された機械設備を輸出する際のVAT申告

投資プロジェクトのために機械設備を輸入し、海外で清算を希望する企業は、税関当局に輸入機械設備の使用目的を変更し、輸入段階から未払いの税金(ある場合)を支払うように通知する必要があります。

会社に関連する規制を満たしている場合、輸出された機械設備に適用される0%のVAT率を受ける権利があります。

(2023年9月29日付バクニン省税務局発行のOfficial Letter No. 23300/CTBDU-TTHT)

#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 間接税

### ガイダンス裁定

#### 調整済み電子請求書と交換用電子請求書の VAT 申告

会社が請求書を発行し、誤りが特定された場合、政令第123/2020/ND-CP号の第19条および通達第7条に従って誤った請求書を処理する必要があります。第78/2021/TT-BTC。

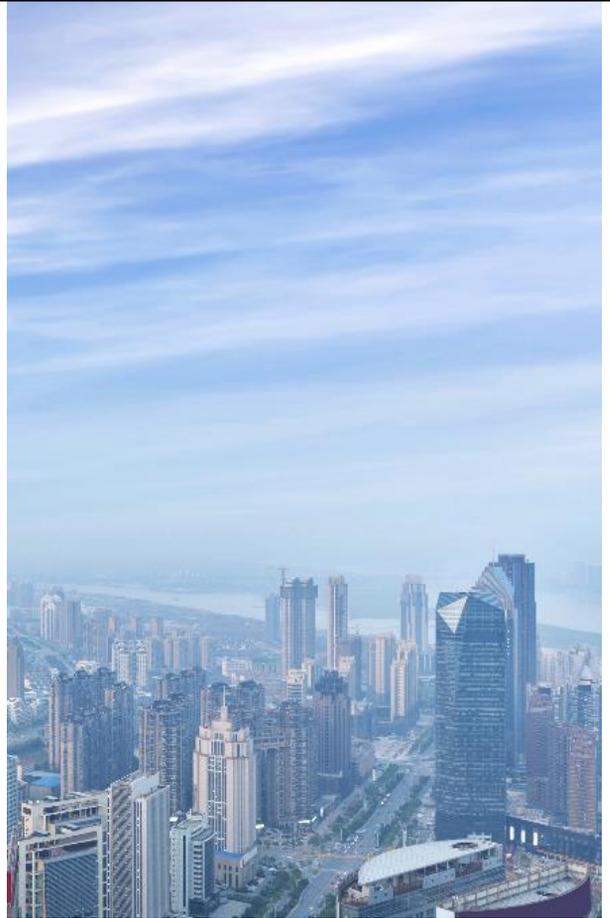
会社は、調整された請求書または交換された請求書を、所定のエラーが発生した期間に申告するものとします。

(2023年9月29日付ハノイ省税務局発行の Official Letter No. 70311/CTHN-TTHT)

#### 売り手は、買い手が商品を返品したときに調整または交換請求書を発行します

買い手から返品された商品の一部または全部を受け取った売主は、政府の2020年10月19日付政令第123/2020/ND-CP号第4条第1項および第19条第2項bに規定されているように、元の請求書の調整または交換請求書を発行するものとします。

(2023年10月11日付税務総局発行の Official Letter No. 4511/TCT-CS)



#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 個人所得税 ガイダンス裁定

### 賞品の獲得による従業員の収入に関する PIT申告書

会社が主催する入賞コンテストに参加した結果、従業員が現金または現物で受け取った収入は、入賞所得として評価されます。

賞金の価値が1,000万ドンを超える場合、会社は賞金を支払う前にPITを源泉徴収するものとします。

(2023年8月21日付ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 61175/CTHN-TTHT)

### 個人所得税還付申請書の提出先に関する ガイダンスと、個人所得税還付申請の処理の 迅速化に関する税務総局の指示

PIT確定書類の提出場所は、通常、以下の通りです。

- 2つ以上の場所による源泉徴収の対象となる雇用所得を持つ居住者の場合：
  - ✓ 組織または個人が所得を支払うことで個人控除を請求した個人は、その組織または個人を管理する税務当局に確定申告書を提出する必要があります。
  - ✓ 勤務先を変更し、最終所得を支払う組織または個人で個人控除を請求した個人は、その組織または個人を管理する税務当局に確定申告書を提出する必要があります。

- その他のすべてのケースでは、個人は居住地の税務当局に税務確定書類を提出する必要があります。

- ✓ 職場を変更し、組織で個人控除を請求しなかった個人、または最終所得を支払う個人。
- ✓ 所得を支払う組織または個人で個人控除をまだ適用していない個人。
- ✓ 労働契約を結んでいない、または労働契約が3か月未満であるか、サービス提供契約を結んでおり、PITがすでに10%で源泉徴収されている1つ以上の場所で収入を得ている居住者。
- ✓ 1年のうちに1つ以上の場所で雇用収入を得ているが、確定時に収入を支払っている組織または個人に雇用されていない居住者。

税務総局は、他の税務当局から所得確認の要求を受けた税務当局に対し、内容の確認と明確化のプロセスを迅速化し、個人所得税の還付手続きが遅れないように、要求者に書面による回答を発行することを義務付けています。

(2023年9月20日付総税務局発行のOfficial Letter No. 4172/TCT-DNNCN)

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 個人所得税 ガイダンス裁定

### ヘルスケア、エンターテインメント、美容、プロモーションプログラムからの収入に関するPIT申告書

#### 会社から受け取ったヘルスケア、エンターテインメント、美容プログラムからの収入

医療、娯楽、美容活動のために従業員に支払われた費用は、支払いの詳細に個人受取人の名前が記載されている場合、従業員の課税対象の個人所得に含まれます。

#### プロモーションプログラムによる収入

商法に基づき、会社が主催するプロモーションプログラムから個人のお客様が無料旅行(現金ではない)の形で受け取った収入は、ギフトを受け取ることによる収入と見なされます。

(2023年9月25日付 バリアブントウ税務局発行 Official Letter No. 6462/CTBRV-TTHT)

### 被扶養者登録のご案内

従業員が親を被扶養者として登録し、従業員が直接扶養家族として登録し、親が被扶養者とみなされる条件を満たし、必要に応じて扶養家族を証明する十分な書類がある場合、従業員は個人所得税申告の目的で課税所得を決定する際に、親の家族控除制度を適用する権利があります。

(2023年9月27日付 ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 69624/CTHN-TTHT)

### 扶養控除の登録

従業員は、子供が大学、専門学校、専門中等学校、職業訓練で勉強していて、収入がない場合、またはすべての収入源からの年間平均月収が1,000,000ドンを超えない場合、家族控除制度を申請できます。

(2023年9月27日付 ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 69625/CTHN-TTHT)

### 非居住者に適用されるPITポリシー

海外本社からベトナム支店に2日間派遣された役員は、滞在中ベトナムの非居住者納税者とみなされます。

非居住者のベトナムにおける個人所得税所得は、所得がどこで支払われるか、または請求されるかに関係なく、ベトナムで発生する所得です。

ベトナム支店が非居住者に現金または現物で支払う住宅およびその他の給付は、雇用所得と見なされ、ベトナムの個人所得所得の対象となります。ベトナム支店は、個人に所得を支払う前に、一律20%の個人所得税を源泉徴収する責任があります。

(2023年10月2日付 ハノイ税務局発行のOfficial Letter No. 70784/CTHN-TTHT)

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 外国契約者の源泉徴収税 ガイダンス裁定

### 仲介および顧客検索サービスのための FCWT

会社がベトナムで製品を販売するために仲介および顧客検索サービスを提供するために外国の組織を雇う場合、この外国の請負業者の仲介サービス料金はベトナムの税金の対象となります。

収益に対するVAT税率は5%、収益に対するCIT税率は5%です。

(2023年9月11日付ビンズン省発行のオフィシャルレターNo.21673/CTBDU-TTHT)

### 映画コンテンツ配信権及び映画キャラクター使用権の画像譲渡による収入に対するFCWT

ベトナムでは、映画コンテンツの配給権と映画キャラクターの画像使用権の譲渡による収入には、5%のVATと10%のCITが課せられます。

(2023年9月29日付税務総局発行のOfficial Letter No. 4344/TCT-CS)

### FCWT申告書の提出及び新規契約の税務情報に関する補足登録

外国の請負業者に代わって納税義務を申告および支払うために税務当局から税法を付与された企業は、この税法を使用して、すべての外国請負業者および下請け業者に代わってFCWTを申告および支払います。

外国の請負業者や下請け業者と新たな契約を結ぶ場合、通達第105/2020/TT-BTC号とともに発行されたForm No. 04.1-DK-TCT-BTCを使用して、請負業者の税務情報を登録する責任があります。

(2023年9月11日付ダナン税務局発行のOfficial Letter No. 9973/CTDAN-TTHT)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 貿易と税関 新しい規制

### マレーシア、チリ、ブルネイは環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の関税率の恩恵を受ける

2023年9月7日、政府は、2022年から2027年までの期間、ベトナムの特恵輸出関税および環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)に基づく特別特恵輸入関税について、政府が発令した2022年12月30日付政令第115/2022/ND-CP号を改正・補足する政令第68/2023/ND-CP号を公布しました。その中で、主な補足項目は次のとおりです。

- マレーシア、チリ、ブルネイを含む03カ国がCPTPPの下で輸出入特恵関税を享受する権利を有する。
  - マレーシアは、2022年11月29日から2027年12月31日までCPTPP関税率を適用する権利があります。
  - チリは、2023年2月21日から2027年12月31日までCPTPP関税率を受ける権利があります。そして
  - ブルネイは、2023年7月12日から2027年12月31日まで、CPTPP関税率を適用する権利があります。

- 2022年11月29日(マレーシアの場合)、2023年2月21日(チリの場合)、2023年7月12日(ブルネイの場合)以降に税関申告を登録した輸出入品については、本政令の発効日(2023年9月7日)より前に、以下を規定します。

- ✓ CPTPP関税率の恩恵を受けるためのすべての条件が満たされていること。そして
- ✓ 関税はすでにより高い関税率を支払っています。

その後、過払いの関税額は、規制に従って税関当局によって処理されます。

- 政令は2023年9月7日から施行されます。  
(2023年9月7日付政令第68/2023/ND-CP号)

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 貿易と税関

### ガイダンス裁定

#### 包括的及び先進的な環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の関税率のマレーシア、チリ及びブルネイからの輸入品への適用に関するガイダンス

2023年9月27日、税関総局は、政令第68/2023/ND-CP号に基づき、CPTPPの関税率を享受するために追加されたマレーシア、チリ、ブルネイを含む03カ国に対して、CPTPPの特別優遇関税率の申告と適用に関するガイダンスを提供する公式書簡第5021/TCHQ-TXNKを発行しました。具体的には：

- 上記の03カ国からベトナムに輸入される商品が、政令第115/2022/ND-CP号第5条第7項、および政令第68/2023/ND-CP第1条第4項第3項に従ってCPTPP特惠関税率を適用するための条件を満たしている場合、登録輸入者は輸入申告書に関税コードB21を申告することができます。

- ベトナムから上記の3カ国に輸出される物品は、政令第57/2020/ND-CP(2020年7月10日から2023年7月14日まで有効)、政令第101/2021/ND-CP(2021年12月30日から2023年7月14日まで発効)に基づいて発行された輸出関税の付属書IIに規定されているように、HSコードを宣言し、輸出関税率を適用することが許可されています。政令第26/2023/ND-CP(2023年7月15日発効)。
- ベトナムからマレーシア、チリ、ブルネイに輸出される物品、またはこれらの国からベトナムに輸入される物品の税関申告における過払い関税の取扱いは、政令第68/2023/ND-CP号第2条第2項第3項第4項の規定に従って行われます。

(税関総局発行の2023年9月27日付Official Letter No. 5021/TCHQ-TXNK)



#### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 貿易と税関 ガイダンス裁定

### 原産地申告書の部品表に関するガイダンス

2023年8月25日、商工省は、原産地申告書の損失率を含む部品表(「BOM」)の申告に関するガイダンスを提供する公式書簡 No. 708/XNK-XXHH を発行しました。

- 原産地証明書(「C/O」)の発行を申請する際に、企業が実際のBOMと損失率を決定できない場合、企業は標準BOMを使用できます。
  - ✓ BOMの標準、および推定損失率を使用できます。
  - ✓ 補足文書に従って、宣言されたデータの正確性を証明する必要があります。
  - ✓ 輸出品が適用される原産地規則に準拠していることを保証し、申告された情報およびデータに対して法的責任を負います。
- 輸出品に対して発行されたC/Oの検査および検証時に、所轄官庁の要求に応じて、会社は実際のBOMと損失率の証拠を提供し、これらがC/Oがすでに発行された輸出品の原産地の性質を変更しないものとします。

(2023年8月25日付商工省発行のOfficial Letter No. 708/XNK-XXHH)

### 日本からの電子C/OフォームAJおよびフォームJVの発行

日本商工会議所(JCCI)は、2023年9月19日より、電子C/OフォームAJ(AJCEPベース)およびC/OフォームJV(VJEPAベース)の発行を開始します。

この発表は、2023年9月21日にベトナム商工省輸出入局がOfficial Letter No. 777/XNK-XXHHで行ったものです。

(2023年9月21日付、商工省輸出入局発行のOfficial Letter No. 777/XNK-XXHH)

### 輸入ビニール袋の環境保護税に関するガイダンス

2023年9月18日、税関総局は、環境保護税(「EPT」)の対象となる物品の決定、および輸入ビニール袋のEPT還付に関するガイダンスを提供する公式書簡 No. 4831/TCHQ-TXNK を発行しました。

- 通達第159/2012/TT-BTC号第159/2012/TT-BTC号第1条第4項に規定された環境に配慮した条件を満たす商品およびビニール袋の包装に使用される包装材料を輸入する場合、その商品はEPTの対象にはなりません。
- ただし、輸入されたパッケージが税関によって通関されると、企業は、通達第159/2012/TT-BTC号第1条に規定されているように、輸入されたパッケージがEPTの対象ではないことを再宣言することは許可されないことに注意してください。

(2023年9月18日付Official Letter No. 4831/TCHQ-TXNK、税関総局発行)

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



## 貿易と税関 ガイダンス裁定

### 輸入関税を支払ったその場での輸入申告 に対する輸入関税還付のご案内

2023年9月15日、税関総局は、その場での輸入申告に対する輸入関税の還付に関するガイダンスを提供する公式書簡 No. 4795/TCHQ-TXNK を発行しました。

- 現地輸入手続きについて: 対外貿易管理法第3条第5項に規定されているように、ベトナムに拠点を置く外国企業との取引は、政令第08/2015/ND-CP号第35条第1項c項に基づく臨時輸出入とはみなされません。したがって、企業はその場で輸入申告を登録することはできません。
- 保税倉庫に保管されている貨物の通関手続きについて:
  - ✓ 保税倉庫への立ち入りが許可され、保税倉庫に保管されている保税倉庫テナントの商品には、次のものがあります。
    - ❖ 輸出手続きを完了したベトナム製品。
    - ❖ ベトナムへの輸入を待っている、または第三国への輸出を待っている海外からの商品
  - ✓ 保税倉庫の搬入・搬出は、法律の規定に従って通関手続きをしなければなりません。

- その場での輸入申告に対する輸入関税の還付について: 輸入関税の還付は、政令第134/2016/ND-CP号第36条の規定に従って認められます。

- ✓ 輸入関税が支払われ、完成品(「FG」)の製造に使用されるオンスポットアレンジメントに基づいて輸入された商品。
- ✓ FGが海外に輸出された場所、または自由貿易地域に輸出された場所。

(2023年9月15日付 Official Letter No. 4795/TCHQ-TXNK、税関総局発行)

### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://www.deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale



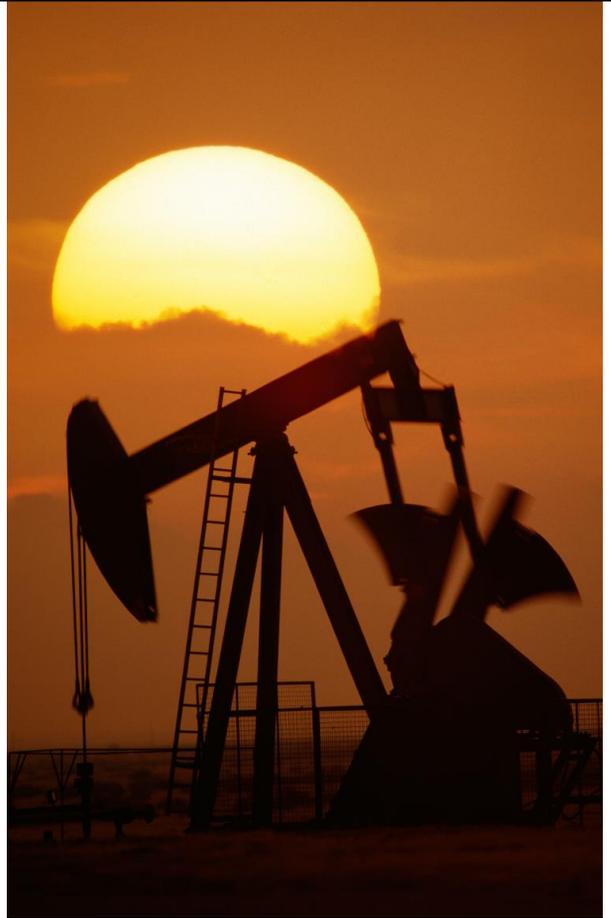
## 貿易と税関 ガイダンス裁定

### その場での輸出取引に対するVAT還付

2023年9月26日、税務総局は、ビンズン省税務局に対し、VAT政策に関する公式書簡第4271/TCT-CS号を次のように発行しました。

- 2023年7月12日付のOfficial Letter No. 3622/TCHQ-GSQLにおける税関総局の意見に基づき、税関当局が、その場での輸出申告が政令第08/2015/ND-CP号第35条第1項cの規定に準拠していないと判断した場合、税務当局はVAT還付を処理しません。取引が税関申告の法的要件を満たしていないため。
- 税関総局は、ビンズン省税務局に対し、以下に基づいて企業にガイダンスを提供するよう要請しています。
  - ✓ ビンズン省税関との調整
  - ✓ VAT規制、およびその場での輸出入品に関する関連法規定。そして
  - ✓ 企業の実態。

(2023年9月26日付税務総局発行のOfficial Letter No. 4271/TCT-CS)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

*For reference only, not for distribution or sale*



## 貿易と税関 ガイダンス裁定

### 政府が発行した2023年6月30日付政令第44/2023/ND-CP号に規定されている、一部の種類の物品に対するVATの減額について

2023年9月と10月、税関総局は、政令第44/2023/ND-CP号(以下「政令第44号」)に規定されているように、一部の種類の物品に対するVAT減税に関するガイダンスを提供するいくつかの公式書簡を発行しました。具体的には：

- 税関総局によると、政令第44の附属書で規制されている商品は、VAT減税の対象にはなりません。特に、次の点に注意してください。
  - ✓ セクションIII、パートB、付録IIIに記載されている家庭用電子機器。
  - ✓ セクションIV、パートB、付録IIIに記載されている特殊な電子機器。
  - ✓ ハードウェアおよび電子製品グループの部品およびスペアパーツ、セクションIからセクションV、パートB、付録IIIまでのグループの下。
  - ✓ ハードウェア、および電子スペアパーツ、セクションVI、パートB、付録IIIのリストにあるコンポーネント。
  - ✓ 化学製品、付録I。

- さらに、2023年6月30日付のオフィシャルレター No. 3431/TCHQ-TXNK のガイダンスによると、政令第44で指定されているHSコードは参照のみを目的としており、以下が含まれます。

- ✓ 附属書Iの列(10)。
- ✓ 付録IIIの列(10)、パートA。そして
- ✓ 付録IIIの列(4)、パートB。

輸入品のHSコードの決定は、税関規則に定められた貨物の分類に関する規定に従うものとします。

(2023年9月と10月に税関総局が発行した Official Letters No. 4991/TCHQ-TXNK, 5003/TCHQ-TXNK, 5004/TCHQ-TXNK, 5005/TCHQ-TXNK, 5042/TCHQ-TXNK, 5100/TCHQ-TXNK, 5101/TCHQ-TXNK, 5159/TCHQ-TXNK, 5160/TCHQ-TXNK, 5161/TCHQ-TXNK)



### Contact

Website: [deloitte.com/vn](https://deloitte.com/vn)

Email: [deloittevietnam@deloitte.com](mailto:deloittevietnam@deloitte.com)

For reference only, not for distribution or sale

## Contact Us



**Thomas McClelland**  
**National Tax Leader**  
+84 28 7101 4333  
tmcclelland@deloitte.com



**Bui Ngoc Tuan**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0021  
tbui@deloitte.com



**Bui Tuan Minh**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0022  
mbui@deloitte.com



**Phan Vu Hoang**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4345  
hoangphan@deloitte.com



**Dinh Mai Hanh**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0050  
handinh@deloitte.com



**Vo Hiep Van An**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4444  
avo@deloitte.com



**Vu Thu Nga**  
**Tax Partner**  
+84 24 7105 0023  
ngavu@deloitte.com



**Tat Hong Quan**  
**Tax Partner**  
+84 28 7101 4341  
quantat@deloitte.com

### Hanoi Office

15<sup>th</sup> Floor, Vinaconex Building,  
34 Lang Ha Street, Dong Da  
District, Hanoi, Vietnam  
Tel: +84 24 7105 0000  
Fax: +84 24 6288 5678

### Ho Chi Minh City Office

18<sup>th</sup> Floor, Times Square  
Building, 57-69F Dong Khoi  
Street, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel: +84 28 7101 4555  
Fax: +84 28 3910 0750



**Vu Thu Ha**  
**Tax Partner**  
+84 24 710 50024  
hatvu@deloitte.com



**Dang Mai Kim Ngan**  
**Tax Partner**  
+84 28 710 14351  
ngandang@deloitte.com



**Bob Fletcher**  
**Director, Trade and Customs**  
+84 28 7101 4398  
fletcherbob@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

#### About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.